

別表三（五）の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第63条第2項第1号（《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（令和8年3月31日以前に行うものを除きます。）について同条第

3項（第7号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合（その譲渡に係る土地の面積が1,000平方メートル未満である場合に限ります。）に記載します。